

証券コード 135A

2025年5月14日

(電子提供措置の開始日2025年5月7日)

株 主 各 位

東京都中央区晴海1丁目8番11号晴海アイランド
トリトンスクエアオフィスタワーY17階

株式会社VRAIN Solution

代表取締役社長 南 場 勇 佑

第5回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第5回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://vrain.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所（東証上場会社情報サービス）ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧
書類／P R 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手
数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に
賛否をご表示いただき、2025年5月28日（水曜日）17時45分までに到着するようご送付くだ
さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月29日（木曜日）10時00分（受付開始 9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号
鉄鋼ビルディング 南館4階
3. 目的事項
 - 報告事項 第5期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
 - 決議事項
議 案 取締役5名選任の件

以 上

~~~~~  
（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 議 案 取締役 5 名選任の件

取締役全員（５名）が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役 5 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                      | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 の 数 |
|------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 1          | なん ば ゆ う す け<br>南 場 勇 佑<br>(1992年8月6日)    | 2016年 4 月 株式会社キーエンス 入社<br>2018年10月 エムスリー株式会社 入社<br>2019年 2 月 株式会社ゼットウィル設立 代表取締役<br>2019年 7 月 株式会社 S T A N D A R D 執行役員<br>2020年 3 月 当社設立 代表取締役社長（現任）<br>2021年10月 合同会社 Y & N 設立 代表社員（現任） | 6,787,900株                  |
|            |                                           | 【重任】 取締役会出席回数 17回／17回                                                                                                                                                                   |                             |
| 2          | お ぎ も と な る き<br>荻 本 成 基<br>(1998年10月19日) | 2020年 4 月 当社 入社<br>2020年12月 当社 取締役<br>2021年 3 月 当社 取締役技術開発部部長<br>2022年 5 月 当社 取締役 D X 事業開発部部長（現任）                                                                                       | 99,000株                     |
|            |                                           | 【重任】 取締役会出席回数 17回／17回                                                                                                                                                                   |                             |
| 3          | き く ち よ し ひ ろ<br>菊 地 佳 宏<br>(1985年2月27日)  | 2007年 4 月 株式会社みずほ銀行 入行<br>2021年 1 月 当社 入社<br>2022年 5 月 当社 取締役コーポレート部部長（現任）                                                                                                              | 99,000株                     |
|            |                                           | 【重任】 取締役会出席回数 17回／17回                                                                                                                                                                   |                             |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                            | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 の 数 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 4          | や ま だ い く お<br>山 田 郁 生<br>(1982年1月11日)                                                                                                                                     | 2006年 4 月 株式会社キーエンス 入社<br>2021年 7 月 当社 入社<br>2021年 8 月 当社 技術開発部部长<br>2022年 5 月 当社 取締役技術開発部部长 (現任)                                                                                                                                             | —                           |
|            | 【重任】 取締役会出席回数 17回／17回                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                               |                             |
| 5          | き た だ し ん じ<br>北 田 眞 治<br>(1958年11月21日)                                                                                                                                    | 1982年 4 月 トヨタ自動車販売株式会社<br>(現トヨタ自動車株式会社) 入社<br>2011年 4 月 同社 常務役員<br>トヨタ自動車 (中国) 投資有限公司 取締役<br>社長<br>2017年 4 月 プライムアースE V エナジー株式会社 入社<br>2017年 6 月 同社 代表取締役副社長<br>2019年 6 月 同社 代表取締役社長<br>2022年 6 月 同社 エグゼクティブ・アドバイザー<br>2022年12月 当社 社外取締役 (現任) | —                           |
|            | 【重任】社外取締役 独立役員 取締役会出席回数 17回／17回<br><br>＜社外取締役候補者とした理由及び期待される役割＞<br>自動車業界にて長年にわたり事業運営に携わっており、高度な知見・経験を有し、社長としての経営経験もあることから、当社の企業価値向上に向けて存分に力を発揮いただけるとの判断から、選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                               |                             |

- (注) 1. 取締役候補者南場勇佑氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者南場勇佑氏の所有する当社の株式の数は、同氏が実質的に支配している会社が保有する株式の数を含めております。
4. 取締役候補者のうち、北田眞治氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
5. 北田眞治氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって2年5ヶ月です。
6. 当社は、取締役候補者北田眞治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。
7. 業務執行取締役等でない取締役との責任限定契約について  
当社と社外取締役1名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度までに限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

以 上

# 事業報告

(2024年3月1日から  
2025年2月28日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

#### ① 事業の状況

当社は、「モノづくりのあり方を変え、世界を変えていく」ことをミッションに掲げ、製造業界向けに、AI技術及びIoT技術等の新しい技術を活用したサービスを提供しております。

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢の改善に伴い、緩やかに回復の動きが見られました。しかしながら、海外景気の下振れがわが国景気を下押しするリスクや不安定な世界情勢の長期化等、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社がサービスを提供する製造業界においては、急激な為替変動等により景況感の停滞が見られる一方で、依然として企業の設備投資意欲は底堅く、少子高齢化や人口減少を背景とした将来の労働生産性の向上を目的とした既存システムの刷新やDXの推進によるIT投資の動きが見られます。

このような経営環境の中、当社は、製造業の品質検査における労働集約型の作業に代わる手段として、AIを活用した画像検査システム「Phoenix Vision/Eye」を提供するとともに、生産工程における自動化を推進するDXコンサルティングサービスを提供しております。

当事業年度では、導入実績のある業界の同業他社からの受注に加え、既存顧客による複数ラインの一括導入が進む等、事業は順調に拡大しております。また、将来の成長に向けた基盤作りとして、営業所の新設を含む営業体制の強化を進めるとともに、積極的な採用活動を展開しております。

この結果、累計取引社数が233社となり、当事業年度においては、売上高2,144,641千円（前期比52.0%増）、営業利益594,987千円（前期比17.1%増）、経常利益595,437千円（前期比20.1%増）、当期純利益425,072千円（前期比28.7%増）となりました。当事業年度末の受注残高は、389,893千円となります。

なお、当社は製造業DX事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。

## ② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は62,474千円となりました。主なものは、営業所の開設、車両購入及びパソコン等備品の取得によるものであります。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 対処すべき課題

当社では、今後のさらなる成長を実現する上で、以下の事項を経営課題として重視しております。

### ① 収益基盤の構築・強化への取り組み

当社が対面する製造業界は、内閣府が公表する「国民経済計算（GDP統計）」によれば、市場規模121兆円と我が国の国内総生産の20.6%を占める巨大な市場規模です(内閣府「2023年度（令和5年度）国民経済計算年次推計」、2024年12月）。一方で、少子高齢化の影響によって労働人口が減少していることから、現状の市場規模を維持するには、人手不足が課題になると想定しています。外部統計データによれば、生産性向上・コスト効率化に繋がるデジタル投資は高い水準が見込まれています（工場デジタル化市場規模2023年度（予測）：1兆7,620億円→2027年度(予測)：1兆9,820億円。出典：(株)矢野経済研究所「工場デジタル化市場に関する調査（2023年）」（2023年4月26日発表）より引用）。

一方で、JILPT（独立行政法人労働政策研究・研修機構）が公表する「ものづくり産業のデジタル技術活用と人材確保・育成に関する調査」（2023年5月）によれば、デジタル技術を活用していく上での課題をデジタル技術活用企業、未活用企業に分けて調査されたところ、共にデジタル技術の導入や育成のためのノウハウ不足、人材の不足といった回答が大部分を占めています。

以上のことから、当社では、製造業における生産性向上や労働人口減少への対応としてDX投資が進むと考えつつ、社内にデジタル化のノウハウを持つ人材が不足しているため、DX化が想定以上に進まない可能性もあると認識しております。

当社は、ＡＩシステムの販売及びＤＸコンサルティングを通じて、製造現場ごとのニーズに即したハードウェアとソフトウェアを提供し、製造業の課題解決とＤＸの推進を図ることで、製造業の競争力強化に貢献してまいります。

② 営業体制の強化

当社の持続的成長には、優秀な営業人材の採用と育成が欠かせません。採用においては、製造業に必要な専門知識又は優れた営業力を有し、当社の理念に共感する人材を発掘し、今後もその方針に基づいた採用活動を継続してまいります。教育面では、入社時の研修に加え、定期的な勉強会や営業活動を通じた気づきの共有を行い、業界知見を高め、営業力の強化を図ってまいります。

③ 製品開発力・技術力の向上及び開発体制の強化

当社の事業領域においては、顧客の要求水準が高く、それに応えるための高い技術力及び製品を開発することが求められます。これらの実現のために、優秀な技術者の確保及び最新技術をキャッチアップする体制の構築を図ってまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社は、さらなる事業拡大を推進し、企業価値を向上させるためには、効率的なオペレーション体制を基盤としながら、内部管理体制を強化していくことが重要な課題であると認識しており、社内研修の実施等コンプライアンス体制及び内部統制の充実・強化を図ってまいります。

### (3) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                | 第 2 期<br>(2022年2月期) | 第 3 期<br>(2023年2月期) | 第 4 期<br>(2024年2月期) | 第 5 期<br>(2025年2月期) |
|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 売 上 高 (千円)         | 344,466             | 617,397             | 1,411,008           | 2,144,641           |
| 当 期 純 利 益 (千円)     | 11,193              | 49,930              | 330,161             | 425,072             |
| 1 株当たり当期純利益 (円)    | 1.13                | 5.04                | 33.33               | 42.04               |
| 総 資 産 (千円)         | 242,285             | 341,115             | 1,449,901           | 1,873,506           |
| 純 資 産 (千円)         | 34,933              | 89,211              | 997,040             | 1,422,113           |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円) | 3.53                | 9.01                | 98.62               | 140.66              |

(注) 当社は、2023年12月8日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

### (4) 重要な子会社の状況

- ① 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 企業結合の成果  
該当事項はありません。

### (5) 主要な事業内容

当社は製造業D X事業の単一セグメントです。

### (6) 事業所の状況

| 名 称    | 所 在 地   |
|--------|---------|
| 本 社    | 東京都中央区  |
| 大阪営業所  | 大阪府大阪市  |
| 名古屋営業所 | 愛知県名古屋市 |

## (7) 使用人の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 97 名 | +48 名  | 34.6歳 | 1.0年   |

- (注) 1. 当社は、臨時従業員を有しておりません。  
2. 当社は製造業DX事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしておりません。  
3. 従業員が前期末と比較して増加した主な理由は、AIシステムの販売を担う人材を採用したためであります。

## (8) 主要な借入先の状況

| 借入先          | 借入金残高   |
|--------------|---------|
| 株式会社りそな銀行    | 4,660千円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 540千円   |

## (9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、獲得した資金を事業基盤の確立や製品開発への投資に充て、さらなる事業拡大を目指しています。そのため、利益獲得と実行力のある体制を整備し、内部留保を充実させることが重要と考え、創業以来配当を実施しておりません。

株主に対する利益還元については経営の最重要課題の一つとして位置付けておりますが、事業拡大を目指し投資を行うことが、将来の安定的かつ継続的な利益還元につながるものと考えていることから、現時点では配当実施の可能性及びその実施時期等は未定であります。

## (10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数39,000,000株
- (2) 発行済株式の総数10,110,000株
- (3) 株主数4,615名
- (4) 上位10名の株主

| 株主名                                         | 持株数        | 持株比率   |
|---------------------------------------------|------------|--------|
| 合同会社Y & N                                   | 3,860,000株 | 38.18% |
| 南場 勇佑                                       | 2,927,900株 | 28.96% |
| ジャフコS V 6 投資事業有限責任組合                        | 219,000株   | 2.16%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                     | 181,400株   | 1.79%  |
| 東京センチュリー株式会社                                | 147,600株   | 1.45%  |
| 野村信託銀行株式会社（投信口）                             | 135,100株   | 1.33%  |
| 白川 則雄                                       | 120,000株   | 1.18%  |
| BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS – PACIFIC POOL | 113,100株   | 1.11%  |
| 荻本 成基                                       | 99,000株    | 0.97%  |
| 菊地 佳宏                                       | 99,000株    | 0.97%  |

（注）自己株式は保有しておりません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

| 名 称                    | 第1回新株予約権                                          |
|------------------------|---------------------------------------------------|
| 発行決議の日                 | 2021年9月24日                                        |
| 新株予約権の数                | 99個                                               |
| 保有者数                   | 当社取締役（社外役員を除く）1名                                  |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式 99,000株                                    |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                                                |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 3円                                                |
| 新株予約権の行使期間             | 2024年2月22日から2031年2月28日まで                          |
| 新株予約権の主な行使条件           | 権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。 |

(注) 2023年12月8日付で行った普通株式1株を1,000株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、調整されております。

#### (2) 当事業年度中に当社従業員に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                    |
|-----------|---------|---------------------------------|
| 代表取締役社長   | 南 場 勇 佑 | 合同会社 Y & N 代表社員                 |
| 取 締 役     | 荻 本 成 基 | D X 事業開発部部長                     |
| 取 締 役     | 菊 地 佳 宏 | コーポレート部部長                       |
| 取 締 役     | 山 田 郁 生 | 技術開発部部長                         |
| 取 締 役     | 北 田 眞 治 |                                 |
| 常 勤 監 査 役 | 家 城 徳 彦 |                                 |
| 監 査 役     | 原 川 裕 一 | 原川公認会計士事務所代表<br>株式会社フォーバリー代表取締役 |
| 監 査 役     | 木 村 昌 則 | 木村・古賀法律事務所                      |

- (注) 1. 取締役北田眞治氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役家城徳彦氏及び監査役原川裕一氏並びに木村昌則氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役原川裕一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役木村昌則氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役北田眞治氏、監査役家城徳彦氏、原川裕一氏及び木村昌則氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役1名及び社外監査役3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度までに限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で報酬等に関する諸規定に基づき作成した報酬案を取締役に諮り、独立役員からの意見を踏まえつつ決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2023年12月8日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内(決議時の取締役の員数5名)と決議されております。監査役の報酬限度額は、2023年12月8日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内(決議時の監査役の員数3名)と決議されております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会が決定しており、該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |          |          | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|-------------------|-------------------|----------|----------|-----------------------|
|                  |                   | 基本報酬              | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 56,250<br>(3,600) | 56,250<br>(3,600) | —<br>(—) | —<br>(—) | 5<br>(1)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 9,501<br>(9,501)  | 9,501<br>(9,501)  | —<br>(—) | —<br>(—) | 3<br>(3)              |

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

取締役の報酬等には業績連動報酬制度は採用しておらず、基本報酬のみの支給としています。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役の報酬等には、業績連動報酬は相応しくないため、基本報酬のみの支給としています。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

#### ③ 社外役員の主な活動状況

| 区 分       | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                                                           |
|-----------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役     | 北 田 眞 治 | 当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し必要に応じ、事業会社での豊富な経験から、当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。                                                              |
| 常 勤 監 査 役 | 家 城 徳 彦 | 当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し必要に応じ、金融機関及び事業会社での豊富な経験から、当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。当事業年度に開催された全ての監査役会に出席し、重要事項の審議、監査役間の情報共有及び意見交換を行っております。 |
| 監 査 役     | 原 川 裕 一 | 当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から、当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。当事業年度に開催された全ての監査役会に出席し、重要事項の審議、監査役間の情報共有及び意見交換を行っております。    |
| 監 査 役     | 木 村 昌 則 | 当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し必要に応じ、弁護士としての専門的見地から、当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。当事業年度に開催された全ての監査役会に出席し、重要事項の審議、監査役間の情報共有及び意見交換を行っております。      |

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

監査法人 A & A パートナーズ

### (2) 報酬等の額

|                     | 支 払 額    |
|---------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 21,700千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の報酬見積りの算出根拠等を確認、検討した結果によるものです。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を検討し、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を定め、体制作りと整備を図っております。

#### イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ)取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保します。

(ロ)リスク・コンプライアンス委員会を設置し、取締役及び使用人が法令、定款及び企業倫理を遵守するように努めます。

(ハ)法令、定款に違反する行為が行われ、また、行われようとしている場合の報告体制として、社内通報窓口を設置しております。

(ニ)適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、執行部門から独立した内部監査実施者による内部監査を実施します。

#### ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めその他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築します。

#### ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危機の管理に関する体制は、リスク・コンプライアンス委員会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行います。また、必要に応じて各部門の担当者をリスク・コンプライアンス委員会に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告を実施します。リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理・コンプライアンス違反行為又はその恐れが生じた場合、その対応を取締役に報告します。

#### ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回の定時取締役会の開催その他、必要に応じて随時開催する臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行います。

(ロ)業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行います。

- ホ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (イ)監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置します。
  - (ロ)監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。
  - (ハ)監査を補助する使用人に対する監査役からの指示は、取締役及びその他の使用人からの指揮命令を受けないこととします。
- ヘ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (イ)監査役は、取締役会等の重要会議に出席して重要事項等の報告を受けます。
  - (ロ)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。
- ト 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ)内部通報制度規程に基づく通報又は監査役に対する報告をしたことを理由として、取締役及び使用人に対し不利益な取り扱いを行いません。
  - (ロ)前項の内容を当社の取締役及び使用人に周知徹底します。
- チ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、会社が支払うものとします。
- リ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ)監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、代表取締役社長の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役が監査を通じて気付いた重要な点や監査の実効性を高めるための要望等について意見を交換し、代表取締役社長との相互認識と信頼関係を深めるよう努めます。
  - (ロ)監査役は定期的に会計監査人、内部監査実施者と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。

- ヌ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
(イ)財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け財務報告の信頼性確保を推進します。  
(ロ)内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理します。  
(ハ)必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮した上で、諸規程を整備及び運用します。
- ル 反社会的勢力を排除するための体制  
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

## **(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における運用状況は、以下のとおりであります。

- イ 内部統制  
内部統制システム全般において、当社の内部監査人が整備及び運用状況をモニタリングし、必要に応じて改善しております。
- ロ コンプライアンス  
役員及び従業員に対し必要なコンプライアンス研修を行い、法令及び定款並びに諸規程を遵守するための取り組みを実施しております。また、当社は相談・通報が可能な内部通報制度を設けており、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。
- ハ リスク管理体制  
リスク・コンプライアンス委員会において、全出席者が、各部室からの報告内容について確認し、リスク管理の徹底に努めております。
- ニ 内部監査  
内部監査計画に基づき、内部監査を実施しております。

# 貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部                |                  |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>1,539,832</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>451,393</b>   |
| 現 金 及 び 預 金        | 488,886          | 買 掛 金                  | 34,475           |
| 売掛金及び契約資産          | 838,706          | 未 払 金                  | 108,604          |
| 製 品                | 3,547            | 未 払 費 用                | 90,589           |
| 仕 掛 品              | 5,362            | 契 約 負 債                | 32,607           |
| 原 材 料              | 88,793           | 未 払 消 費 税 等            | 48,784           |
| 前 払 費 用            | 107,377          | 未 払 法 人 税 等            | 103,345          |
| そ の 他              | 7,158            | 一年内返済長期借入金             | 5,200            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>333,674</b>   | そ の 他                  | 27,788           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>85,521</b>    | <b>負 債 合 計</b>         | <b>451,393</b>   |
| 建 物                | 19,923           | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| 車 両 運 搬 具          | 19,322           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>1,422,113</b> |
| 工 具 器 具 備 品        | 37,937           | <b>資 本 金</b>           | <b>10,000</b>    |
| 建 設 仮 勘 定          | 8,337            | <b>資 本 剰 余 金</b>       | <b>577,568</b>   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>1,868</b>     | 資 本 準 備 金              | 288,834          |
| ソ フ ト ウ エ ア        | 1,868            | そ の 他 資 本 剰 余 金        | 288,734          |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>246,284</b>   | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>834,545</b>   |
| 敷 金                | 204,094          | そ の 他 利 益 剰 余 金        | 834,545          |
| 繰 延 税 金 資 産        | 42,109           | 繰 越 利 益 剰 余 金          | 834,545          |
| そ の 他              | 80               | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>1,422,113</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>1,873,506</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>1,873,506</b> |

# 損 益 計 算 書

(2024年 3 月 1 日から  
2025年 2 月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 2,144,641 |
| 売 上 原 価               |         | 462,054   |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,682,587 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 1,087,600 |
| 営 業 利 益               |         | 594,987   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 262     |           |
| 助 成 金 収 入             | 100     |           |
| そ の 他                 | 479     | 841       |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 391     | 391       |
| 経 常 利 益               |         | 595,437   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 595,437   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 195,281 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △24,916 | 170,365   |
| 当 期 純 利 益             |         | 425,072   |

株主資本等変動計算書

(2024年 3 月 1 日から)  
(2025年 2 月28日まで)

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本  |           |                    |             |                                     |                  |                | 純資産合計     |
|---------------|----------|-----------|--------------------|-------------|-------------------------------------|------------------|----------------|-----------|
|               | 資 本 金    | 資 本 剰 余 金 |                    |             | 利 益 剰 余 金                           |                  | 株 主 資 本 計<br>合 |           |
|               |          | 資 準 備 金   | そ の 他 本 金<br>資 剰 余 | 資 剰 余 本 金 計 | そ の 他 益 金<br>利 剰 余<br>繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 計<br>合 |                |           |
| 当 期 首 残 高     | 298,734  | 288,834   | －                  | 288,834     | 409,472                             | 409,472          | 997,040        | 997,040   |
| 当 期 変 動 額     |          |           |                    |             |                                     |                  |                |           |
| 減 資           | △288,734 |           | 288,734            | 288,734     |                                     | －                | －              | －         |
| 当 期 純 利 益     |          |           |                    | －           | 425,072                             | 425,072          | 425,072        | 425,072   |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △288,734 | －         | 288,734            | 288,734     | 425,072                             | 425,072          | 425,072        | 425,072   |
| 当 期 末 残 高     | 10,000   | 288,834   | 288,734            | 577,568     | 834,545                             | 834,545          | 1,422,113      | 1,422,113 |

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年4月22日

株式会社VRAIN Solution  
取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

東京都中央区

|             |       |       |
|-------------|-------|-------|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 齋藤 晃一 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |       |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 三浦 英樹 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |       |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社VRAIN Solutionの2024年3月1日から2025年2月28日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月24日

株式会社VRAIN Solution 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 家 城 徳 彦

社外監査役 原 川 裕 一

社外監査役 木 村 昌 則

以 上

## 株主総会会場ご案内図

### 会 場

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号  
鉄鋼ビルディング 南館4階



### 会場最寄駅

東京駅 八重洲北口徒歩5分

電子提供措置の開始日2025年5月7日

第5回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

個 別 注 記 表

株式会社VRAIN Solution

## 個 別 注 記 表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

|        |       |
|--------|-------|
| (1)製品  | 移動平均法 |
| (2)原材料 | 移動平均法 |
| (3)仕掛品 | 個別法   |

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|        |       |
|--------|-------|
| 建物     | 3～15年 |
| 車両運搬具  | 2～6年  |
| 工具器具備品 | 3～10年 |

無形固定資産 定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|               |    |
|---------------|----|
| ソフトウェア（自社利用分） | 5年 |
|---------------|----|

#### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

#### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) A I システム

A I システムにおいては、主に A I 外観検査システム「Phoenix Vision/Eye」及び撮像機器等の開発・販売、並びに A I 外観検査システム導入に伴う顧客の製造ラインの構築を行っております。当該履行義務の充足する時点について、A I 外観検査システム等の販売については、顧客が検収した時点で収益を認識しております。顧客の製造ラインの構築については、納期までに時間を要することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、原価回収基準により収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工数が、予想される予定工数に占める割合に基づいて行っております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、役務の提供や成果物の納品等、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(2) D X コンサルティング

D X コンサルティングにおいては、主に当社コンサルタントが顧客の D X プロジェクトに対して、課題設定フェーズから運用フェーズまでプロジェクト全体に関与することにより、顧客の課題解決を支援しております。当該コンサルティングは、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

**(会計上の見積りの変更に関する注記)**

**(耐用年数及び資産除去債務の見積りの変更)**

当社は2024年10月24日開催の取締役会において、本社移転（2025年5月予定）に関する決議をしました。これに伴い、移転後利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

また、不動産賃貸借契約に基づく原状回復に係る費用について、資金のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額及び償却期間の変更を行っております。

この見積りの変更により、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ16,572千円減少しております。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 有形固定資産の減価償却累計額 67,378千円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 10,110,000株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
該当事項はありません。
3. 配当に関する事項  
該当事項はありません。
4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 198,000株

**(税効果会計に関する注記)**

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳
- |          |          |
|----------|----------|
| 繰延税金資産   |          |
| 未払費用     | 17,166千円 |
| 減価償却超過額  | 4,049    |
| 敷金償却     | 4,719    |
| 未払事業税    | 15,511   |
| その他      | 663      |
| 繰延税金資産小計 | 42,109   |
| 評価性引当額   | —        |
| 繰延税金資産合計 | 42,109   |

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品に関する事項

#### (1) 金融商品に関する取り組み方針

当社は、資金計画に基づき、必要な運転資金を銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金については預金により保有しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、全て1年以内の支払期日であります。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、支払金利の変動リスク及び流動性リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、コーポレート部にて主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

##### ② 市場リスクの管理

借入金に係る支払金利の変動リスクについて、デリバティブ取引等によるヘッジ処理は行っていないが、金利交渉等を通じて金利削減に努めています。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、コーポレート部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持すること等により、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

| 区 分                            | 貸借対照表計上額 | 時 価     | 差 額     |
|--------------------------------|----------|---------|---------|
| (1) 敷金                         | 189,571  | 170,876 | △18,695 |
| 資 産 計                          | 189,571  | 170,876 | △18,695 |
| (1) 長期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金含む) | 5,200    | 5,163   | △36     |
| 負 債 計                          | 5,200    | 5,163   | △36     |

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 「敷金」の貸借対照表計上額と貸借対照表における「敷金」の金額との差額は、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（貸借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

(1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

|           | 1年以内<br>(千円) | 1年超5年以内<br>(千円) | 5年超10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-----------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 現金及び預金    | 488,886      | —               | —                | —            |
| 売掛金及び契約資産 | 838,706      | —               | —                | —            |
| 合 計       | 1,327,592    | —               | —                | —            |

なお、敷金189,571千円については、償還予定額が見込めないため、上表に含めておりません。

(2) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 長期借入金 | 5,200        | —                   | —                   | —                   | —                   |
| 合 計   | 5,200        | —                   | —                   | —                   | —                   |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価を貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

売掛金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

| 区 分                          | 時価（千円） |         |      |         |
|------------------------------|--------|---------|------|---------|
|                              | レベル1   | レベル2    | レベル3 | 合 計     |
| 敷金                           | —      | 170,876 | —    | 170,876 |
| 資 産 計                        | —      | 170,876 | —    | 170,876 |
| 長期借入金<br>(1年以内返済予定の長期借入金を含む) | —      | 5,163   | —    | 5,163   |
| 負 債 計                        | —      | 5,163   | —    | 5,163   |

(注) 時価の算定に用いた技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価の算定は、償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

当社は製造業DX事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の内訳は以下のとおりです。

(単位：千円)

|                       | A Iシステム   | DXコンサルティング | 合計        |
|-----------------------|-----------|------------|-----------|
| 一時点で移転される財又はサービス      | 1,562,464 | 154,520    | 1,716,984 |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | 226,907   | 200,750    | 427,657   |
| 顧客との契約から生じた収益         | 1,789,371 | 355,270    | 2,144,641 |
| その他の収益                | —         | —          | —         |
| 外部顧客への売上高             | 1,789,371 | 355,270    | 2,144,641 |

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

|                     | 金額（千円）  |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高) | 261,337 |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高) | 804,270 |
| 契約資産(期首残高)          | 31,651  |
| 契約資産(期末残高)          | 34,436  |
| 契約負債(期首残高)          | 53,860  |
| 契約負債(期末残高)          | 32,607  |

契約資産は、A I システムにおいて、顧客との契約について進捗度に基づき収益を認識した未請求の履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該契約に関する対価は、契約条件に従い、成果物の納品後又は顧客による成果物の検収後に請求し、概ね1か月以内に受領しております。

契約負債は、A I システムにおいて、将来にわたって履行義務が充足される契約に係る収益について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

また、当事業年度において、過去期間に充足した履行義務から認識した収益に重要性はありません。

#### **(関連当事者との取引に関する注記)**

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### **(1 株当たり情報に関する注記)**

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 140円66銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 42円04銭  |

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。